

JACCS CARD

R-Style

- ジャックスカード会員の皆様のために、(株)ジャックスが契約者となって、保険契約を締結しています。
- 実際の保険金支払いの可否等は、三井住友海上火災保険(株)の普通保険約款および特約等に基づきます。なお、保険サービスの内容は予告なく変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

補償内容と保険金額

(引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社)

補償項目	保険金額
傷害死亡・後遺障害 ()内:後遺障害	1,000万円 (40万~1,000万)
傷害治療費用	200万円
疾病治療費用	200万円
賠償責任	2,000万円
携行品損害	20万円 (1旅行・1年間)
救援者費用	200万円 (1年間)

1.実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。

★ご注意

- 複数のクレジットカード(他社カードを含む)付帯の傷害保険にご加入の場合、死亡・後遺障害の保険金額は合算されず、最も高い保険金額が限度となり、各カード(他社カードを含む)に付帯する保険金額に応じて按分して保険金をお支払いします。ただし、法人カード(法人等がカード利用代金支払責務を負うもの)とそれ以外のカードをお持ちの場合は、法人カードとそれ以外のカードのそれぞれに上記の規定が適用されます。死亡・後遺障害以外の保険金は、複数の同種保険にご加入の場合、クレジットカード付帯に限らず、各保険の保険金額に応じて、保険金が出支払われるべき損害額を按分して保険金をお支払いします。
- 旅行開始期間から3ヵ月間(かつ旅行期間※中)が補償対象期間となります。
※旅行期間とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間(海外旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国日前日の午前0時から日本入国日翌日の午後12時(24時)までの間)中とします。

1 傷害死亡・後遺障害、傷害治療費用

①保険金をお支払いする場合

A.傷害死亡・後遺障害

被保険者が旅行期間中の偶然な事故によるケガが原因で事故発生の日を含め180日以内に死亡した場合。旅行期間中の事故によるケガが原因で事故発生の日を含め180日以内に身体に後遺障害が生じた場合その後遺障害の程度に応じて。

B.傷害治療費用

被保険者が旅行期間中に偶然な事故により身体にケガを負い、そのケガが直接の原因で、医師の治療を受けられた場合。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日以内に治療のため実際に支出された費用で社会通念上妥当と認められる金額に限ります。なお、お支払いの対象となる費用は後記の「疾病治療費用②お支払いの対象となる費用」をご覧ください。

②保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
 - 被保険者の闘争・自殺または犯罪行為
 - 被保険者に対する刑の執行
 - 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
 - 核燃料物質、または核燃料物質によって汚染されたものの放射性・爆発性その他の有害な特性による事故
 - 被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失による事故
 - 被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故
 - 被保険者の妊娠・出産・早産・流産、外科的手術その他の医療処置
 - 原因のいかんを問わず、頸部症候群(むちうち症)または腰痛で他覚症状のないもの
 - 被保険者が危険なスポーツ活動中の事故
- ※危険なスポーツとは…山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
- (注1)山岳登山…ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)
- (注2)航空機…グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3)操縦…職務として操縦する場合を除きます。

(注4)超軽量動力機…モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

○被保険者が自動車・原動機付自転車・モーターボート等によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)の事故

○カイロプラクティック、鍼・灸の施術 など

★既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

2 疾病治療費用

①保険金をお支払いする場合

次のいずれかの場合にお支払いします。ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に治療のために実際に支出された費用で社会通念上妥当と認められる金額に限りです。

A.被保険者が旅行期間中または旅行期間終了後48時間以内に発病した疾病が直接の原因で、旅行期間終了後48時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合(ただし、その原因が旅行開始前または旅行終了後に発生したものを除きます)。

B.旅行期間中に感染した特定の感染症により、旅行期間終了後14日以内に医師の治療を開始した場合

(1)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に規定する次のいずれかの感染症。

特定の感染症とは、①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④四類感染症

(2)顎口虫(がいこうちゅう)

②お支払いの対象となる費用(傷害治療費用・疾病治療費用共通)

A.被保険者が治療のため現実に支出した次の費用

○医師の診察費、処置費および手術費

○医師の処置、または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料

○X線検査費、諸検査費および手術費

○職業看護師(日本国外において医師が付添を必要と認めた場合の付添者を含みます。)費

○病院または診療所の入院費

○入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあるかまたはベッドが空いていないなどやむを得ない事情により、ホテル等の宿泊施設(住居施設を除きます。以下「ホテル」と言います。)の室内で資格を有する医師の治療を受けたときのホテル客室料

○救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費

○入院または通院のための交通費(引受保険会社が妥当と認めたものに限りです。)

○病院もしくは診療所に専門の医師がいない、またはその病院もしくは診療所での治療が困難なため、他の病院または診療所に移転するための転移費(治療のため医師または看護師が付き添うことを要する場合には、その費用を含みます。)ただし、日本国内(被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地)の病院または診療所へ移転した場合には、払い戻しを受けたまたは被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

○治療のために必要な通訳雇入費

B.被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち、被保険者が現実に支出した金額。ただし、1事故に基づく傷害または1疾病について20万円を限度とします。

○国際電話料等通信費

○入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度とします。)

C.被保険者が治療の為に入院し、その結果、当初の旅行日程を離脱した場合において、被保険者が現実に支出した次に掲げる費用のうち、引受保険会社が妥当と認めた金額。ただし、払い戻しを受けたまたは被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

○被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費

○被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費

③保険金をお支払いできない主な場合

○保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故

○被保険者の闘争・自殺または犯罪行為

○戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故

○原因のいかんを問わず、頸部症候群(むちうち症)または腰痛で他覚症状のないもの

○旅行開始前から発病していた疾病、旅行終了後48時間経過後に発病した疾病

○被保険者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病

- 歯科疾病
- ピッケル、アイゼン等登山用具を使う山岳登山中の高山病 など
- ★既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該疾病と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該疾病が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

3 賠償責任

①保険金をお支払いする場合

被保険者が旅行期間中に他人の身体の障害または他人の財物の破損または紛失について法律上の賠償責任を負った場合。

- ※他人のもののうち、被保険者が所有、使用または管理中のものについては保険金をお支払いできません。ただし、次のものは除きます。
 - ・レンタル業者より被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品
 - ・ホテルの客室および客室内の動産（セーフティボックスのキー、ルームキーを含みます。）
 - ・住居など居住施設内の部屋および部屋内の動産（ただし、建物、マンションの戸室全体を賃貸している場合は除きます。）

★ご注意

示談の相手方および賠償額の決定には、引受保険会社の承認が必要になりますので、事前に必ずご連絡ください。

②保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者・被保険者の故意による事故
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 被保険者の職務遂行に直接起因する事故（仕事上の賠償責任）
- 被保険者の親族に対して生じた事故
- 被保険者が使用・管理中の財物に生じた事故
- 被保険者またはその指図による暴行または殴打に起因する事故
- 航空機・船舶・車両・銃器の所有・使用・管理に起因する事故 など

4 携行品損害

①保険金をお支払いする場合

旅行期間中に携行品（カメラ、宝石、衣類など）が、盗難、破損、火災などの偶発的な事故にあって損害を受けた場合、携行品1つ（1点または1対）あたり10万円を限度として時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします（3000円自己負担）。

★ご注意

1. 携行品とは、被保険者が携行する（注）身の回り品で、被保険者が所有する物と旅行開始前に被保険者がその旅行のために他人から無償で借りた物をいいますが、現金、小切手、クレジットカード、コンタクトレンズ、定期券、現金自動支払機用カード、株券、手形、預金証券、免許証、自動車、オートバイ、船、動植物、帳簿、図面、各種書類等は含みません。（注）「携行する」とは、携えて持っている状態または被保険者が常時監視できる状態をいいます。
2. 危険な運動（ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など）を行っている間については、それらの運動のための用具は含みません。
3. 携行品である旅券の盗難等による損害の場合には、5万円を限度として、その再発給費用または渡航書発給費用（再発給地（事故発生地から再発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。）までの交通費、再発給地での宿泊費を含みます。）を支払います。
4. 事故の後に被保険者が支出した費用をお支払します。携行品である乗車券等（定期券は除きます）の損害の場合には当該乗車券等の経路および等級の範囲内で事故の後に被保険者が現実に支出した費用を5万円を限度にお支払します。

②保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 差押、徴発、没収等公権力の行使による事故
- 携行品自体の瑕疵または自然の消耗による事故
- 商品、製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等

- データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- 擦り傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷で携行品の機能に支障をきたさない事故
- 置き忘れまたは紛失による事故(置き忘れ後に生じた盗難も含む)
- 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故
- 修理の際に発生する送料・交通費 など
- ★現金・小切手・有価証券類、切手・定期券等、預貯金証書・クレジットカード・運転免許証等、稿本・帳簿等、義歯・義肢・コンタクトレンズ等、動植物、船舶・自転車、危険なスポーツを行っている間の用具等は携行品に含まれません。

5 救援者費用

①保険金をお支払いする場合

救援対象者が旅行期間中に、次のいずれかに該当する事由に遭遇し、捜索救助等が必要となった場合、救援対象者およびその親族が支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。

- 旅行期間中の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
- 疾病により旅行期間中に死亡された場合
- 旅行期間中に発病した病気(補償期間中に医師の治療を開始し、その後も医師の治療を受けた場合に限ります。)が原因で補償期間終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合
- 旅行期間中の事故によるケガまたは補償期間中に発病した疾病(妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病は含みません。補償期間中に医師の治療を開始した場合に限ります。)が原因で、継続して7日以上入院された場合
- 旅行期間中の事故により搭乗機・船舶が行方不明・遭難された場合、生死が確認できない場合または捜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合

②お支払いの対象となる費用

救援対象者および親族の方が支出した次の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額

- ・現地に赴く航空運賃等交通費(救援者3名分限度)
- ・現地でのホテル等客室料(救援者3名分限度かつ1名につき14日間限度)
- ・現地からの救援対象者の移送費用
- ・救援対象者の死亡による現地での遺体処理費用(100万円限度)
- ・救援者渡航手続費および現地での諸雑費(20万円程度)
- ・捜索救助費用

③保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者・救援対象者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 救援対象者の闘争・自殺または犯罪行為(自殺による死亡を除く)
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 救援対象者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故(無資格運転・酒気帯び運転中の事故による死亡を除く)
- 旅行開始前から発病していた疾病を原因とする入院
- 救援対象者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病(妊娠・出産・早産・流産による責任期間中の死亡を除く)
- 歯科疾病 など

海外旅行傷害保険

保険金受取人と保険金請求にあたり必要な書類

① 保険金受取人

傷害死亡保険金	→	被保険者の法定相続人
救援者費用保険金	→	救援対象者または救援対象者の親族のうち当該費用を負担された方
その他の保険金	→	被保険者の方

② 保険金請求に必要な書類

保険金種類 保険金請求書類		死亡保険金	後遺障害保険金	治療費用保険金	救援者費用保険金	携行品損害保険金	賠償責任保険金
現地でご手配いただく書類	医師の診断書			◎(注)			○
	治療費の明細書・領収書			◎			○
	死亡診断書	◎					
	事故証明書	◎	○	○	○	◎	○
	支出を証明する書類				◎		
	示談書						◎
	示談金領収書						◎
国内でご手配いただく書類	損害額を立証する書類						◎
	損害品明細書					◎	
	損害額を証明する書類					◎	
	除籍謄本	◎					
	戸籍謄本	◎					
	委任状・念書	○					
	後遺障害診断書		◎				
	保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	日本出入国が確認できる書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※◎印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。

(注) 診断書料は保険金お支払いの対象とはなりません。治療費が30万円以下の場合は原則として診断書の取付を省略できます。

海外旅行傷害保険保険金請求手続き

※事故の日から30日以内に事故発生の状況・ケガの程度などをご連絡ください。

三井住友海上火災保険株式会社

ジャックスカード海外旅行傷害保険デスク

(24時間・年中無休)

☎0120-075830

〈緊急時のご連絡先〉

〈緊急医療アシスタンスサービス〉

(年中無休・24時間・日本語受付)

海外旅行中に不慮のケガや病気に見舞われ、医療施設への緊急移送の必要がある場合などはご滞在地に応じ、以下の電話番号までご連絡ください。なおサービス対象地域は日本国外です。三井住友海上の緊急医療アシスタンスサービスは、国際的なアシスタンス専門会社である「ヨーロッパ・アシスタンス・ジャパン社」「プレステージ・インターナショナル社」と提携して実施しております。

〈サービス内容〉

①ケガや病気の場合の緊急アシスタンス

- 医師・医療施設の紹介・案内
- 患者の本国への移送
- 医療費のキャッシュレスサービス
- 現地での医師の緊急派遣
- 患者の医療施設への移送
- 通訳の紹介・手配

②ケガや病気により亡くなられた場合の緊急アシスタンス

- 現地でのご遺体の埋葬
- ご遺体の本国への移送

③その他のアシスタンス

- 遭難された場合の捜索・救助

医療費のキャッシュレスサービスは、会員資格の確認が必要となるため、一時的に費用の自己負担をお願いする場合がございます。

滞在地	電話番号	滞在地	電話番号
アメリカ(本土・ハワイ)	1-833-950-0895	シンガポール	800-8110-833
カナダ	1-833-907-7546	オーストラリア	1-800-718-261
ブラジル	0800-761-0219	イギリス	0808-23-44030
中国	4001-203741	フランス	0800-90-8506
香港	800-90-0364	イタリア	800-7-89395
台湾	00801-81-2778	上記以外の地域	050-3820-3992(★)
韓国	00798-81-1-0833		

※ 上記フリーダイヤルまたはコレクトコール以外でご連絡された場合の通信費につきましては、ご連絡された方のご負担となりますので、ご注意ください。

※ ★はコレクトコールでおかけください。



株式会社 ジャックス

〒150-8932 東京都渋谷区恵比寿4-1-18
恵比寿ネオナート